

「長崎県浄化槽総合評価システム」の運用について

浄化槽管理者（設置者）様

（財）長崎県浄化槽協会

日頃より、浄化槽の適正な管理につきまして、ご留意いただき厚くお礼申し上げます。
さて、皆様ご存知のとおり浄化槽が本来の機能を発揮させるためには、適正な使用及び施工・保守点検・清掃・法定検査が必要です。
このため浄化槽法では、浄化槽管理者（設置者等）に3つの義務を定めています。

1、保守点検（浄化槽法第10条）

浄化機能を正常に発揮させるため、定期的に点検・調整・修理を行う作業です。

2、清 掃（浄化槽法第10条）

浄化槽の機能回復のため、浄化槽に溜まった汚泥等を毎年1回抜き取る作業です。
また、その際、浄化槽内部設備の洗浄及び清掃等を行います。

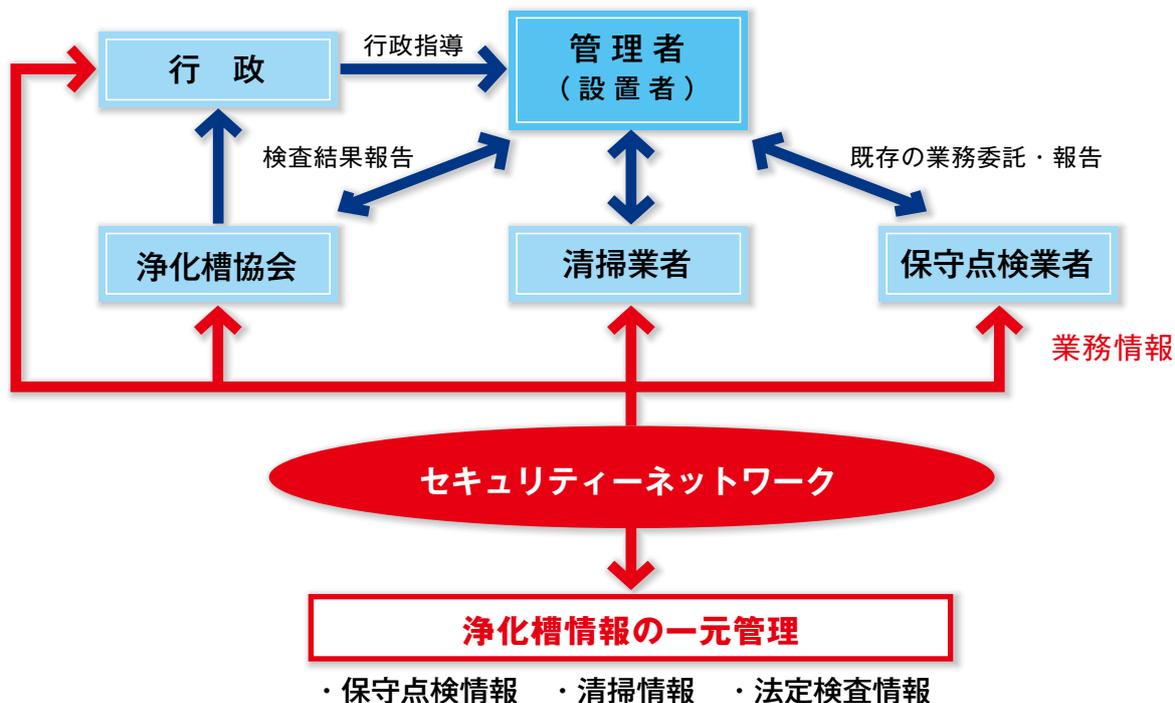
3、法定検査（浄化槽法第7条及び第11条）

7条検査は、浄化槽が適正に設置され、かつ浄化槽が本来の機能を発揮しているか否かを早い時期に確認するものです。（第1回目の検査で初年度のみの検査）

11条検査は、浄化槽の保守点検、清掃が適正に実施され浄化槽の機能が正常に維持されているか否かを定期的、継続的に判断するものです。（7条検査後、翌年度以降の検査）

当協会では、皆様方が保守点検・清掃を委託している業者と共同で、浄化槽情報のネットワークを構築し、**平成21年度より「長崎県浄化槽総合評価システム」の運用を開始**いたします。

今後も維持管理の向上に努めてまいりますので、本システムの運用についてご理解とご協力をお願い申し上げます。



※保守点検・清掃・法定検査の情報をネットワーク化し、浄化槽を管理していくシステムです。
（赤い矢印の部分が、新たに導入する総合評価システム部分です）

お問合せ先

（財）長崎県浄化槽協会 ☎095-887-3160

〒851-2123 西彼杵郡長与町平木場郷509